

会計規則改正の概要

1 改正理由・内容

(1) 地方税法の改正に伴う改正

- ・地方税法第20条の2の改正に伴う改正（規則第17条）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）において、公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示板に掲示し、又は公示事項をその地方公共団体の事務所に設置したパソコン画面等の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることと改正された。このことから、規則第17条の公示送達についても現行の掲示板による公表方法から変更が必要となるが、公示の方法については、規則同条において、地方税法第20条の2による旨の記載があるため、公示方法に関する記載を削除する。

- ・環境性能割の廃止に伴う改正（規則第183条）
第10号の「軽自動車税の環境性能割」を削除する。

(2) 組織改編に伴う改正

- ・別表第1

山口県立岩国高等学校附属中学校及び山口県立下関西高等学校附属中学校の設立に伴う改正

- ・別表第3

周防大島高等学校の設置者変更(山口県→公立大学法人山口県立大学)に伴う改正

2 改正期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 別表第1の改正規定 公布の日
- 2 第17条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号) 附則第1条第12号に規定する規定の施行の日

(2) 経過措置

この規則の施行の日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の出納及び保管については、なお従前の例による。